

## 生物遺伝資源寄託同意書

\_\_\_\_\_ (以下「寄託者」という。)と国立大学法人山口大学 (以下「山口大学」という。)  
は、次の事項に同意する。

1. 山口大学は、我が国におけるライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、生物遺伝資源 (バイオリソース) の寄託を受け、これを収集・維持・保存・増殖・品質管理・向上ならびに研究者に対する提供を行っている。本同意書は、寄託者が山口大学大学院創成科学研究科藤島研究室 (以下「受領研究室」という。) にリソース「ゾウリムシ」(別表1のとおり、以下「本件リソース」という。) を寄託するにあたっての相互の合意事項を定めるものである。
2. 寄託者は、本件リソースを無償で山口大学に寄託する。この寄託においては、知的財産権の移転は含まれない。山口大学は、前項記載の目的のため、本件リソースについて、維持、保存、増殖、品質管理・向上を行い、研究者に対し提供を行うことができる。
3. 寄託者は、本件リソースの寄託にあたって、本件リソースの特性並びに品質に関する正確な情報 (特許等を含む) を添付する。山口大学は、本件リソースに関する情報を必要に応じて更新し、データベース等を介して広く公開することが出来る。
4. 寄託者は、本件リソースに関し、本同意書の条件に従って山口大学に寄託する権限を有し、法律上あるいは契約上なんら禁止ないし制限を受けていないことを確認する。
5. 本件リソースの由来は別表1のとおりである。
6. 山口大学は、本件リソースを寄託者が定める別表1の条件下で利用を希望する者 (以下「利用者」という。) へ提供する。
7. 寄託者は、本件リソースの維持・保存・増殖段階でのやむをえない事情による変質・滅失あるいは自然災害その他の不可抗力によるリソースの滅失・散逸などについて、山口大学に対し責を問わない。
8. 本件リソースの寄託にあたっての送料は、受領者が負担する。
9. 本件リソースの輸送段階の事故処理については、速やかに双方で協議し処理する。
10. 山口大学は、運営委員会、倫理委員会等の意見等を踏まえ、維持方針の変更が生じた場合には事前に寄託者に連絡のうえ、本件リソースの維持・保存・提供の中止その他の処分をすることができる。
11. 本件リソースは、関連する我が国の法令及びガイドライン「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号、最終改正平成19年法律第8号)、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号、最終改正平成23年法律第105号)、「実験動物の飼養及び保管等並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年環境省告示第88号)、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年文部科学省告示第71号)等によって認められる範囲内の研究環境、実験条件、あるいは、国の法令等によって認められる範囲内で取り扱わなければならない。なお、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、寄託者及び山口大学が当該法令に従ってその手続きをしなければならない。
12. 本同意書に定めのない事項および本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により同意書2通を作成し、寄託者、山口大学それぞれ1通を所持する。

年 月 日

寄託者

組織名 :

住所 :

代表者等 :

研究責任者 :

受領者

機関名 : 国立大学法人山口大学

住所 : 山口県山口市吉田1677番地1

機関長 : 学長 岡 正朗 ㊟

㊟

㊟

別表 1

	バイオリソースの名称	リソースの由来 <sup>※1</sup>	提供条件 <sup>※2</sup>
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※1 以下の a, b, c, d のいずれかを記載の上、d の場合には由来を記載ください。

- a) 本件リソースは、寄託者が開発(採集)したリソースである。
- b) 他者が開発したリソースで本件リソースの寄託にあたっては開発者の許可を得ている。
- c) 本件リソースは、寄託者が購入したものであるが、譲渡や寄託をすることについて制限を受けていない。
- d) その他。

※2 以下の A, B, C, D のいずれかを記載の上、B の場合には [指定論文名] を、D の場合には利用許諾の条件等を記載下さい。

- A) 条件を付加しない。(本件リソース利用の結果得られた成果にかかる権利の共有等についてなんら主張をしない。)
- B) 利用者は、研究成果の公表にあたって寄託者の指定する文献を引用する。  
[指定論文名]
- C) 利用者は、研究成果の公表にあたって謝辞の表明を必要とする。
- D) 利用者は、下記に定める寄託条件の範囲で利用する。

[利用許諾の条件等を記載：利用者が寄託者から事前に提供承諾書を取得、非営利機関・営利機関等の利用者の限定の有無、学術研究・商業利用等の利用範囲の制限の有無、営利機関の利用者もしくは商業利用の場合は寄託者から事前にその旨の提供承諾を取得、利用者に提供され利用の結果得られた成果にかかる権利等についての取扱い条件、利用者との共同研究の要否及びその条件等。各条件について英文を併記。]